

2016 年 5 月 9 日発行 第 619 号

CONTENTS

第 17 回 アジア中古車流通研究会.....	2
「中国経済研究会」のお知らせ.....	3
歴史認識と日韓請求権問題.....	4
【中国経済最新統計】	14

京都大学 経済学研究科 東アジア経済研究センター (旧上海センター)
Center for East Asian Economic Studies, Graduate School of Economics, Kyoto university

Home 事業概要 組織構成 活動状況 最新情報 会員募集 お問い合わせ

最新情報

- 2014.10.07 【イベント】 「中国経済研究会」のお知らせ
- 2014.09.11 【イベント】 アジア自動車シンポジウムのお知らせ
- 2014.08.12 【お知らせ】 センター協力会の解散と支援会への移行について
- 2014.07.14 【イベント】 第10回 アジア中古車流通研究会
- 2014.07.14 【イベント】 中国経済研究会 (2014年度第3回)

more

News Letter

Vol.539
2014.10.06

最新号

バックナンバー

Go more

研究会 シンポジウム・講演会・セミナー 全社説明会 会員募集 寄付のお願い

アクセス リンク集 プライバシーポリシー サイトマップ

Copyright (C) 京都大学経済学研究科「京大東アジア経済研究センター」, All Rights Reserved.

第 17 回 アジア中古車流通研究会

主催：京都大学東アジア経済研究センター

後援：京都大学東アジア経済研究センター支援会

2016年5月14日(土) 13時～17時

於 京都大学経済学部 みずほホール（法経東館地下1階）

報告

□岡本 勝規（富山高等専門学校国際ビジネス学科准教授）

「ヤンゴンにおける中古自動車部品・中古車市場の集積と物流」

□許 哲（ガリバーインターナショナル執行役員）

「ニュージーランドにおける中古車リテールビジネス展開について」

□塩地 洋（京都大学大学院経済学研究科教授）

「メキシコを手本に輸出重点戦略を採るモロッコ自動車産業」

研究会終了後 懇親会を行います。参加希望者は事前に御連絡ください。

なおこの研究会は京都大学東アジア経済研究センター支援会の会員のみが参加できるクローズドな研究会です。非会員で参加希望の方は塩地shioji@econ.kyoto-u.ac.jpまで、支援会入会手続きをお問い合わせください。

「中国経済研究会」のお知らせ

2016年度第2回（通算第56回）の中国経済研究会は下記の要領で開催することになりましたので、ご案内いたします。大勢の方のご参加をお待ちしております。

記

時 間： 2016 年 5 月 17 日(火) 16:30－18：00

場 所： 京都大学吉田キャンパス・法経済学部東館地下 1 階
みずほホール AB

テーマ： 「中国の人口動態と経済成長」

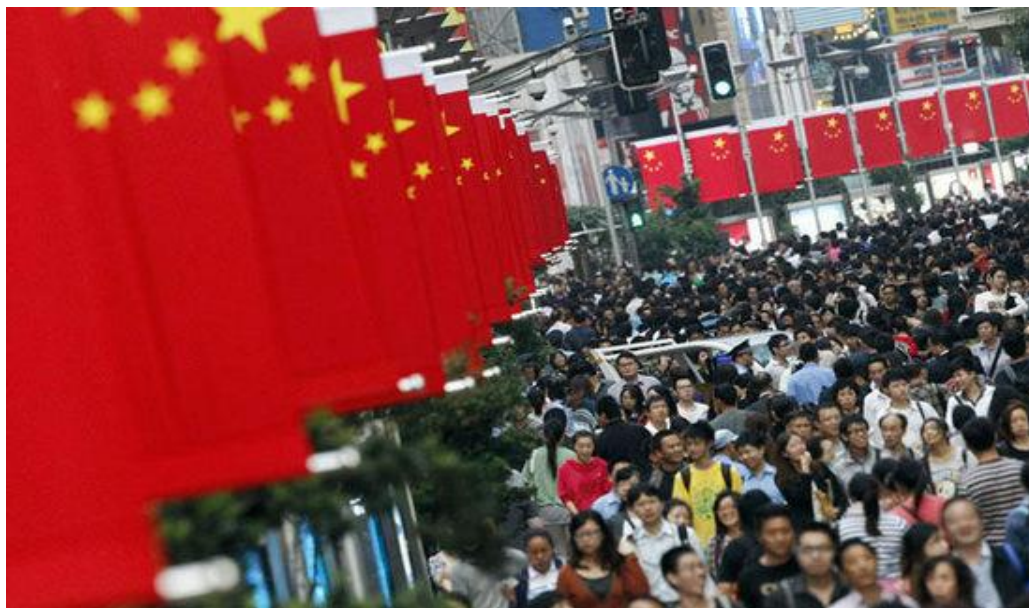
報告者： 巖 善平(同志社大学グローバルスタディーズ研究科教授)

注：本研究会は原則として授業期間中の毎月第3火曜日に行いますが、講師の都合等により変更する場合があります。2016度における開催(予定)日は以下の通りです。

前期：4月19日（火）、5月17日（火）、6月21日（火）、7月19日(火)

後期：10月18日（火）、11月15日（火）、12月20（火）、1月17日（火）

（この研究会に関するお問い合わせは劉徳強（liu@econ.kyoto-u.ac.jp）までお願いします。なお、研究会終了後、有志による懇親会が予定されています。）



歴史認識と日韓請求権問題

京都大学経済学研究科教授

堀 和生

I. 日韓にわだかまる問題

私は昨年2月2日発行の本ニュース（第555号）に「東アジアの歴史認識の壁」という小文をのせ、戦時中の慰安所従業員の日記史料を紹介して、日韓の歴史認識にわだかまる慰安婦問題について論じた。その結果、さまざまな方からご意見をいただき、この問題に関する関心が低くないことを知った。その後、昨年末12月28日、日韓両国政府は「慰安婦解決合意」を発表し、その衝撃的なニュースは広い関心をよびおこした。多くの人々は、これによって積年の問題が解決の方向に向かうか、と期待したことであろう。ところが、4ヶ月経過した現在まで、被害者をかかえる韓国においては、この決着についての不満や批判が収まっていない。4月13日の韓国総選挙によって、合意の当事者であった韓国政府与党が大敗したことによって、この合意決着の行く先は更に不透明になっている。この小文は、今回の「慰安婦解決合意」について直接に論評するものではなく、その基礎にある請求権問題と「日韓基本条約」の性格について、歴史的な視点から整理するものである。すなわち、日本と韓国の間で常に論争になる植民地という歴史の清算とは、そもそもどのような問題であったのかということである。日本政府は一貫して「日韓基本条約」（及び付属協定）によって、請求権は、「完全かつ最終的に解決された」ことを強調しており、今回の日韓合意でもその立場を崩していない。

ここにひとつ、普通の市民としての感覚からみると、不思議な問題がある。軍事郵便貯金という制度がある。これは日本軍が外国で軍事活動を拡大する過程で、軍人・軍属のために設けた野戦郵便局又は海軍軍用郵便所（前戦争では約400カ所設置）に預けられた貯金のことで、現在なお70万口座約21億円（それとは別に、外地郵便局預金1800万口座約22億円）が残っている。この軍事郵便貯金について、日本人の場合には、現在本人または相続人の申し立てによって、確証があれば通帳なしでも郵便局またはゆうちょ銀行で規定の換算後の金額で払い戻しをおこなっている（「事郵便貯金等特別処理法」1954年5月15日法律第百八号、最終改正：2005年10月21日法律第一〇二号）。また、台湾の場合は、1995年から2000年まで郵便貯金・軍事郵便貯金など確定債務の120倍を支払う措置が執られ、実際に期間中39,954人、39億3363万円が

台湾人預金者へ実際に払い戻された。しかし、韓国の場合は、日本政府は「日韓基本条約」によって請求権が消滅したとの立場から、朝鮮人・韓国人の軍人・軍属による払い戻し要求に応じていない。1992年5月韓国人の元慰安婦文玉珠さんが来日し、預けていた貯金の払い戻しを請求した際に、現在同貯金を管理しているゆうちょ銀行は、原簿に文玉珠さんの12回の貯金記録と残高26,145円＋利息があることを確認した上で、払い戻しを拒否している（森川万智子、1996）。日本軍の軍属として活動した慰安婦の姿は日本の多くの記録、戦記、回想に実に頻繁に出てくる（西野留美子 1993）。そして、日本の公的機関において個人貯金としてまちがいなく記録にあるにもかかわらず、「日韓基本条約」を根拠にして払い戻しが拒否されている現実、あまりにも奇異に映る。くりかえすが、日本人は預け入れ地が朝鮮であろうが、中国・南方であろうが、今なおその払い戻しが保障されている。従軍慰安婦が時の総理大臣や陸軍大将よりも高給取りであったという日本側の甚だしい事実誤認（前掲、555号掲載拙稿参照）とあわせて、慰安婦問題を含めた日韓歴史問題がもつ複雑さと解決の困難さを示す一事例である。

Ⅱ．外交文書の公開と研究の進展

「日韓基本条約」は1965年に締結されてから既に半世紀、日本による朝鮮植民地統治期間36年間を超える時間が経過した。そして、この条約が締結されるまでの14年にわたる交渉の過程は当事者の物故によって次第に忘れられ、両国間の問題はこれで解決したという意識だけが、日本側において強く刻まれている。しかし、日本人一般の関心の希薄化とは別に、歴史的な研究はここ10年で大きく進んできた。

韓国政府は2005年1月および8月の2次にわたって、外務部が保管する「日韓会談関係文書」161件を全面公開した。日本政府は2006年8月から08年5月まで、7回にわたって関係文書を公開した。ただし、日本政府は外交上の秘密を理由として、一部文書を非公開とする立場を堅持し続けている。民間団体「日韓会談文書・全面公開を求める会」が裁判を通じて日韓会談文書の公開を請求し、今日に到るまで粘り強く運動している（同会 ホームページ参照）。

これら公開された韓国と日本、および米国の文書を合わせた史料の編集が進められて、2010年から現在まで膨大な史料集が編纂刊行されつつある。浅野豊美・吉澤文寿・李東俊・長澤裕子編集「日韓国交正常化問題資料」現代史料出版、刊行中（第1期1945年～1953年全9巻、第II期1953年～1961年

全 12 巻、日本側資料全 7 巻。第 III 期 1961 年～1962 年全 5 巻)。

なお未公開文書が残っているとはいえ、これらの一次史料の公開が進んだことにより、日本と韓国においてこの分野の研究が急速に進展している。そしてそのことがまた新たに問題の所在を明らかにしてきた。それらの研究成果はめざましいものがあるが、いまだ一般にはあまり知られていないと思われる。そこで、その成果を紹介することによって、現在なお日本と韓国にわだかまる歴史認識と請求権問題について考えてみたい。ここで紹介するのは、主に当該分野の代表的研究者である早稲田大学浅野豊美教授と新潟国際情報大学吉澤文寿教授の研究成果である（文末参考文献 参照）。

Ⅲ. 「請求権」の認識と処理

浅野豊美（2013）は、先の公開文書を駆使して、日本帝国の解体と日韓外交正常化交渉の過程を、さまざまな請求権の処理に焦点を当て分析した。それによれば、この問題の解決が困難であった主要な理由は、第二次大戦以前の国際法には植民地を解消する法的な原理が存在しなかったためである。第二次大戦後における旧帝国の解体と新生国家の旧宗主国との修交は、世界史的に新しい課題であった。それに加えて、日韓の場合には東西対立という国際情勢がからんだため米国の東アジア戦略が影響を与え、問題が更に複雑になった。

最初の条件は、日本と朝鮮南部を占領した GHQ および米国が、若干の時間をおいた後、1945 年 12 月在朝鮮の日本政府・民間の財産を接收するに到った（米軍政 33 号）。つまり、米軍政初期における日本人の私有財産権を尊重する姿勢を否定転換し、その財産権限は米軍政が帰属（vest）させて所有し、後に新韓国政府に移管させた。この日本政府・民間財産の没収は、戦争終結時の米国による日本に対する強硬な姿勢、日本の産業施設を活用して周辺アジア地域を復興させようとした著名なポーレー賠償構想を体現した政策の一環であった。この米国の主導による在朝鮮日本財産没収が、戦後処理のスタートになった（原朗 1993、李鍾元 1996）。

それに対して、日本政府はいくつかの対応理論を構築した。第 1 は、国際法上の正式領土であった台湾・朝鮮とそうではない満洲・中国を分けて、前者については、第一次大戦期のドイツの事例にならい、私有財産の持ち出しを認めるべきだとした。ついで第 2 に、在外財産の接收管理は不可避であるとの現実的な判断から、その在外資産の接收を認める代償として、戦争や戦争以前の社会に由来する現地側から一切の請求権が相殺されるべきだと主張した。第三に、GHQ による日本と旧外地の分離措置をふまえ、朝鮮総督府や朝鮮銀行など外

地系法人や私人の日本に対する請求権を無効にして欲しいとする主張であった。

日本のこのような主張は、連合国側の講和条約における賠償規定を援用したものであった。サンフランシスコ講和条約第 14 条では、連合国に所在する日本の在外財産が、外交機関と宗教施設を例外として私有財産を含めて没収処分となることを認める代わりに、連合国も日本にたいする戦争賠償を原則放棄するとしていた。日本は、この戦争賠償規定を、韓国との請求権交渉においてもその処理原則に援用しようとしたのであった。

韓国が日本に請求権を提示したのは、講和条約締結後であるので、韓国政府の主張は上記のような連合国による賠償処理原則を念頭において考究されていた。1952 年 2 月第一次日韓会談で提示された請求権は、財政的・民事的な債権債務の清算という法的請求権を中心としたものとなっていた。それは、日本が在外私有財産への請求権を放棄することを前提としていた。そして、在韓国の日本人私有財産放棄を受け入れるかわりに、韓国側は植民地支配に関する政治的請求権を要求事項から外し、その範囲を縮小して清算的性質の法的請求権（未決算貯金や確定債権等）のものに限定した（浅野 2013、2015）。

このような両国の交渉に最も強く反応したのは、朝鮮・韓国引き揚げ者の団体（社団法人全国引揚者団体連合会）であり、自らの私有財産が賠償として扱われるのであれば、日本政府に自分たちにその代価を補償せよと要求した。そして、引揚者を「恰も帝国主義、資本主義の走狗として侵略搾取に当たりたるものごとく」扱っていると憤り、猛烈に保守政権を突き上げた。日韓の相互請求権に対する基本的な立場は、歴史観と実利が一体となったがゆえに、ますます妥協が困難になった。日韓両国が異なる歴史観と国内政治統合の論理に基づいていたので、公開の場において合意することができず、1951 年から何度も会談と決断が繰り返された（浅野 2013）。なお、当時の交渉の過程では、慰安婦の存在そのものが議論されることはなかった。

日韓国交正常化過程で議論が紛糾した理由は、植民地の平和的な解消とその清算という方法が、当時国際法ではいまだ確立されておらず、既存の戦争処理の方法によって解決せざるをえなかったためであった。両国の国内事情がむすびついて紛糾し、合意できない状況が久しく続いた。

Ⅲ 日韓基本条約と国内措置

史料による限り、植民地支配責任に関わる歴史認識で、両国双方の当事者が譲歩して歩み寄った事実は確認できず、主張は対立したままであった。では、

なぜ条約成立に至ったのか。それは、条約・協定の内容を、日韓それぞれが独自に解釈することを許容するという曖昧なスキームが生みだされたからである。

日本統治をどのように理解するかは、歴史認識では決定的なポイントであった。日本政府は、賠償軽減という現実的利害と引き揚げ者団体の不満を抑えねばならないので、朝鮮は「植民地」ではなかったとすることにこだわった。そのために、「併合条約」の国際法的な価値の維持に固執した。

「1910 年 8 月 22 日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」（日韓基本条約）という条約の基本的な認識を、日本政府はそれら「併合条約」等が無効になった時期は韓国が独立宣言をしたとき（1948 年 8 月）であるとしているのに対して、韓国政府はそれらが締結当初から無効であったと解釈している。そもそも、この無効条項は、1952 年に韓国政府が提起して、日本政府が受け入れなかったために、合意が最後までもつれたものであった。であるから、これはどちらかの解釈だけが正しいというのではなく、日韓両国がそれぞれ国内でそのように説明することを了解して、締結したと理解される（吉澤 2015、301～2 頁）。

政治的請求権は相互に相殺することにしても、法的請求権は残るという考え方は同意したが、何が前者に当たり何が後者に属すのかについては、植民地支配についての認識が異なっていたのでやはり合意できなかった。韓国に残した日本人の私有財産が純粋に私的な財産か、それとも植民地支配の中で特権に依拠して生みだされた特殊な財産か、という認識差である。韓国政府は、日本側の政治的請求権と見なした在韓国日本人私有財産を相殺した後に、残される純粋な法的請求権（いわゆる「八項目」提案）の存在を強く主要した。日本政府としては、在韓日本人私有財産を政府が相殺の手段とすれば、引き揚げ者団体からその補償請求をされるために妥協できなかった（浅野 2015）。

最終的なスキームは、請求権の相互放棄と経済協力という枠組みであった。これは、韓国政府は無償経済協力自体を請求権資金として見なすと国内的に説明する一方、日本側は請求権を互いに一方的に放棄したうえで、それとは全く関係なく日本側が韓国に一方的に経済協力するという、玉虫色の枠組みであった。そして、この枠組みをお互いの国民感情と歴史観にあわせて、都合良く解釈することが容認された（浅野 2015、359 頁）。かくまで外形を取り繕って合意する必要があったのは、両国内の政治経済的な条件だけでなく、両国を同盟国とする米国政府の強い要請と圧力があったからだとされている。

この条約締結後、日本では 1967 年に引揚者に条約とは無関係に「見舞金」が支給された。韓国政府は、締結後に国内処理のため対日本民間請求権処理政策を進めた。韓国国会における同法の審議過程に関する最新の研究（吉澤 2016）によって、韓国政府の国内対応が明らかになった。

1965 年 12 月「日韓請求権協定」が発効するとともに、翌 66 年 2 月から韓国国会で政府が準備した関連法の審議が始まったが、野党の追及によって様々な問題点があきらかになった。最も注目すべきは、日韓国交正常化会談・請求権交渉の過程で、韓国政府は日本植民地統治の責任を問い、植民地支配と戦争動員による韓国人の人命・財産の被害補償を正面から要求した姿勢とは対照的に、韓国政府が自国民の請求権補償要求には極めて消極的な態度であったことである。審議過程で、政府は日韓交渉では自ら要求していた事実を伏せて、韓国はサンフランシスコ講和条約の求償国でないので、軍人・軍属、徴用労務者への補償は困難だと説明した。また、対象を広げると犠牲者があまりに多くなり補償しきれないと財政的な限界も強調した。そして、政府は野党の主張を無視して、対日民間請求権補償額を 3000 万ドルに限定し、強制動員されたうちで生存者は補償の対象から除外した。つまり、韓国政府は日本に対しては韓国人のナショナルな権利を堂々と主張し補償を要求した一方、国内に向かってはその姿勢や論理を貫かなかった。

できあがった法律とその運用では問題点が続出した。申告制による個人賠償の例をみよう。請求権対象者は死亡した軍人・軍属と被徴用死亡者のみに限られ、負傷者や生存者はすべて補償から除かれた。その対象から除外された者に対する対策は一切なかった。「請求権申告法」（1971 年 1 月）と実際の「請求権補償法」（1974 年 12 月制定）には 4 年近く時間が空いているにも拘わらず、前者直後に 10 ヶ月間のみ実施された申告受付期間内での申告脱落者に対して、何らの救済・対策措置もなかった。野党からはさまざまな矛盾や問題点が指摘されたが、与党と維新系議員が 2/3 を占める国会では、それらの野党による批判や意見を取り入れることはなかった。

この法律による請求権補償措置は、無残な結果であった。日韓交渉では死亡軍人・軍属のみでも 65,000 人と想定されていたが、実際に死亡補償を受けたのは 8,910 人とその 13.7%にすぎなかった。支給額は財産関係が 68.5 億ウォン、人命関係が 26.7 億ウォンであり、多くは前者の高額申告者への財産補償に費やされ、後者の人命被害への補償は少なかった。そして、両者をあわせた補償総額 95.2 億ウォンでさえ、韓国政府が日本から受け取った無償経済協力金 3 億ドルのわずか 3.6%にすぎなかった。

韓国政府は、対日交渉過程においては一貫してナショナルな立場を堅持していたが、国内的には植民地支配と戦争動員が残した悲惨な傷跡に対して極めて冷淡な処理をおこなった。なお、この間の請求権をめぐる国内的な議論で、慰安婦問題が対象となったことは確認されていない。

IV. 韓国の民主化と史料公開

1987 年韓国で民主化運動の高まりで独裁政権が倒れ、大統領直接選挙が実施されると、おさえられていた戦争被害者の救済問題が急速に顕在化されてきた。慰安婦問題もその代表的な問題の一つである（以下吉澤 2015）。市民運動に押されて、韓国政府が慰安婦問題に何らかの措置を講じることを日本政府につたえたことによって、日本政府は外政審査室の調整の下、国内で史料調査をおこなった。その結果、1993 年 8 月河野洋平内閣官房長官が、談話によって慰安所の設置、管理、移送に旧日本軍が直接あるいは間接に関与したこと、慰安婦の動員が総じて本人たちの意思に反しておこなわれたことを認めた。これらをうけて、1994 年 12 月村山富市内閣時代に与党 3 党は（自民党、社会党、さきがけ）は、「お詫びと反省の気持ちから国民的な償いをあらわす」として、翌年「アジア女性基金」（女性のためのアジア平和国民基金）を創設した。しかし、この与党三党の立場は、個人補償の問題は、請求権協定をはじめとする諸条約などで解決済みとして、あくまで「道義的立場」から基金設立に取り組んだのであった。

しかし、韓国人被害者団体は、このような「道義的立場」による対応は、日本政府が戦争責任、植民地責任から逃れようとする措置であるとして激しく反対した。また、国連人権委員会は、日本軍慰安所制度が国際法の義務違反であるとして、日本政府が法的責任を受け入れたうえで、慰安婦に補償を行うことなどを勧告する報告書を提出した。このように、日本政府が推進したアジア女性基金は韓国の多くの被害者及びその支援団体に受け入れられなかった。被害者団体と国際社会の批判を受け、韓国政府もアジア女性基金の推進に反対せざるを得なくなった。

日韓会談処理に対する批判は慰安婦問題に止まらなかった。植民地支配関連の過去清算事業に取り組んだのは、植民地支配と韓国の独裁政権が残した制度・手段を「韓国社会の民主的な発展を阻む障害物」と考える韓国人の運動であった。かつて、日本政府や企業に戦後保証を求めて提訴した裁判では、被害者である原告がことごとく敗訴していた。そのような状況で、2002 年 10 月戦争被害者およびその遺族 100 人は韓国政府（外交通商部長官）を被告として、

戦後補償裁判で争点となっている請求権協定などに関する文書の公開を求めて、ソウル行政法院に提訴した。その結果、ソウル行政法院は同文書の一部公開を命ずる判決を下した。本文Ⅱ.で紹介した韓国政府の文書公開は、単に時間が経過したことによる行政的な措置ではなく、このような社会状況と運動による成果なのであった。

韓国政府は、自己が管理する日韓会談関係外交文書を全面公開するとともに、日韓会談に関して新しい見解を示した。日本政府、軍などの国家権力が関与した反人道的不法行為については、請求権調停によって解決されたものとみることとはできず、日本政府の法的責任が残っているという見解を示した。そして、サハリン在住朝鮮人問題、原爆被害者問題、日本軍慰安婦問題等、日韓会談時の請求権交渉で全く議論されなかった諸問題は未解決であるという見解を明確にした（吉澤 2015 313 頁）。

これ以後、韓国において日韓会談では請求権問題が解決していないという社会的世論が急速に膨らんできた。2011 年 8 月韓国の憲法裁判所は、慰安婦と在韓被爆者の訴えに対して、注目すべき判決をくだした。それは、彼ら戦争被害者の賠償請求権が、請求権交渉の手続きによって解決しないでいる韓国政府の不作为行為は、国民の基本的人権を定めた韓国憲法に反する違憲であると断じたのである。ここでは、韓国側にも裁判管轄権があるという認識を持ったことが重要である。つづいて、2012 年 5 月韓国の大法院は、三菱広島の前徴用工原爆被害者・日本製鉄の前徴用工裁判で、日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為に因る損害賠償請求権は、先の請求権協定で消滅していないという判断を示した。2013 年 7 月ソウル高裁と釜山高裁で、それぞれ戦争被害者が勝訴した。同年 11 月光州地裁で、三菱重工業を相手とした元勤労挺身隊被害者による損害賠償請求が原告勝訴となった（吉澤 2015 314～15 頁）。このように、日韓会談関係史料が公開されて以降、韓国ではそこで明らかになった事実を踏まえて、日本に対する請求権運動が急速に広がっている。政府機関である裁判所がこのような判断にたつようになった以上、韓国の請求権を求める動きが、時間をおいただけで自然に沈静化するとは思えない。このような事態を放置すれば、韓国国民の対日感情が悪化していくのみならず、賠償を求められている日本企業の実際の経済活動にも影響を与える可能性がでてきている。

にもかかわらず、日本側ではこのような経緯がいまだ十分に理解されておらず、一般の民間人やマスコミにおいても、日本政府のいうままに「日韓基本条約」によって戦前の問題はすべて解決されたという理解が圧倒的に多い。

おわりに

今日の日韓において、70 年以前の歴史をめぐる対立と紛争がかくも深刻になった要因とその解決策は、やはり歴史的に探るしかない。

国交正常化交渉において、日本と韓国は過去の植民地支配に対する評価と責任について、合意することができなかった。そして国交回復を急ぐ両国政府は、合意できない状況をそれぞれの国民に示すこともできなかった。そこで両国政府当事者は、複雑な処理方法をとった。一つ目は、竹島=独島のような絶対に譲れない問題は解決不能な状態で棚上げにする暗黙の合意（池内敏 2016）。二つ目に、日本による朝鮮統治の正当性については、条約上は二つの解釈が共存できる状態にして、それぞれが国民向けに各自の解釈を公言することを容認する。三つ目は、請求権と経済協力のリンケージのように、条約にはわざと詳細な規定を置かず、それぞれが政治的な都合で国内政策を整備する。そして、交渉過程の情報を遮断することにして、多くの問題を封印した（浅野 2015 365 頁）。これこそが、日韓政府当事者による歴史問題の政治的な処理方法であった。そして、植民地支配に由来する被害や傷跡が圧倒的に多い韓国においては、独裁政権による強権的政治が不満の表面化を押さえこんでいた。

しかし、その玉虫色の粉飾をほどこした封印は、独裁政権の崩壊と韓国社会の民主化、および関係史料の公開とによって維持できないようになり、封印は解き放たれた。これが、慰安婦問題や被徴用者の凍結賃金支払い賠償要求等が噴出して現在の状況である。交渉過程やその後の事実が明らかになってきたことによって、両国の国民感情の衝突がより深刻になったといえる。

では、時代は 1965 年以前と同じ状況に戻ってしまったのであろうか。私はそのようには考えない。史料の発掘と歴史研究の進展によって、植民地支配や戦争動員の実態は、条約締結当時よりも格段に明らかになっている。今日では問題点を指摘して、両国でそれをオープンに議論する条件も生まれている。国民的な感情の衝突、ナショナリズムの暴走によって日韓関係を決定的に傷つけないようにするためには、なによりも事実に基づいた相互の理解が求められる。そのような視点から見ると、韓国人のすべての請求権は「完全かつ最終的に解決された」という見解を金科玉条のように繰り返す日本政府の姿勢は、問題解決の障害であろう。事実を事実として受けとめ、他者の痛みを感じ取れる人間の理性を信じたい。

【付記】本小文は、経済史専攻の筆者が、韓国の植民地・戦後処理問題に関心を持ち、畑違いの分野について最新の研究成果を学び綴ったノートである。浅

野豊美氏、吉澤文寿氏のすぐれた研究に敬意を表する。ただし、本文にあり得る間違いは筆者、堀和生の責任である。

【参考文献】

浅野豊美「植民地の物理的清算と心理的清算——請求権の法的性格と異なる『相殺』構想——」（同編著『戦後日本の賠償問題東アジア地域再編——請求権と歴史認識問題の起源——』（慈学社出版, 2013 年）

浅野豊美「民主化の代償——「国民感情」の衝突・封印・解除の軌跡——」（木宮正史・李元徳『日韓関係史 1965-2015 I 政治』東京大学出版会 2015 年）

池内敏『竹島——もうひとつの日韓関係史』中央公論新社＜中公新書＞ 2016

西野留美子『従軍慰安婦と十五年戦争』明石書店 1993 年

原朗「戦争賠償問題とアジア」（『近大日本と植民地 第 8 巻 アジラの冷戦と脱植民地化』岩波書店 1993 年）

森川万智子編『文玉珠 ビルマ戦線楯師団の「慰安婦」だった私』梨の木舎、1996 年

吉澤文寿「日韓諸条約の評価をめぐる日韓関係——基本条約第二条、請求権協定第二条一を中心に——」（木宮正史・李元徳『日韓関係史 1965-2015 I 政治』東京大学出版会 2015 年）

吉澤文寿「朴正熙政権期における対日民間請求権補償をめぐる国会議論」（『現代韓国朝鮮研究』第 15 号 2016 年）

李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会 1996 年

【中国経済最新統計】

	① 実質 GDP 増加率 (%)	② 工業付 加価値 増加率 (%)	③ 消費財 小売総 額増加 率(%)	④ 消費者 物価指 数上昇 率(%)	⑤ 都市固 定資産 投資増 加率 (%)	⑥ 貿易収 支 (億ドル)	⑦ 輸出 増加率 (%)	⑧ 輸入 増加率 (%)	⑨ 外国直 接投資 件数の 増加率 (%)	⑩ 外国直 接投資 金額増 加率 (%)	⑪ 貨幣供 給量増 加率 M2(%)	⑫ 人民元 貸出残 高増加 率(%)
2005年	10.4		12.9	1.8	27.2	1020	28.4	17.6	0.8	▲0.5	17.6	9.3
2006年	11.6		13.7	1.5	24.3	1775	27.2	19.9	▲5.7	4.5	15.7	15.7
2007年	13.0	18.5	16.8	4.8	25.8	2618	25.7	20.8	▲8.7	18.7	16.7	16.1
2008年	9.0	12.9	21.6	5.9	26.1	2955	17.2	18.5	▲27.4	23.6	17.8	15.9
2009年	9.1	11.0	15.5	▲0.7	31.0	1961	▲15.9	▲11.3	▲14.9	▲16.9	27.6	31.7
2010年	10.3	15.7	18.4	3.3	24.5	1831	31.3	38.7	16.9	17.4	19.7	19.8
2011年	9.2	13.9	17.1	5.4	24.0	1549	20.3	24.9	1.1	9.7	13.6	14.3
2012年	7.7	10.0	14.3	2.7	20.7	2303	7.9	4.3	▲10.1	▲3.7	13.8	15.0
2013年	7.7	9.7	11.4	2.6	19.4	2590	7.8	7.2	▲8.6	5.3	13.6	14.1
2014年	7.4	8.3	12.0	2.0	15.2	3824	6.1	0.4	4.41	14.2	12.2	13.6
1月				2.5	19.8	319	10.5	10.8	-8.6	-4.5	13.2	14.3
2月				2.0		-230	-18.1	10.4	1.3	4.0	13.3	14.2
3月	7.4	8.8	12.2	2.4	17.3	77	-6.6	-11.3	6.1	-1.5	12.1	13.9
4月		8.7	11.9	1.8	16.6	185	0.8	0.7	0.5	3.4	13.2	13.7
5月		8.8	12.5	2.5	16.9	359	7.0	-1.7	8.4	-6.6	13.4	13.9
6月	7.5	9.2	12.4	2.3	17.9	316	7.2	5.5	10.3	0.2	14.7	14.0
7月		9.0	12.2	2.3	15.6	473	14.5	-1.5	14.0	-17.0	13.5	13.4
8月		6.9	11.9	2.0	13.3	498	9.4	-2.1	5.2	-14.0	12.8	13.3
9月	7.3	8.0	11.6	1.6	11.5	310	15.1	7.2	9.4	1.9	11.6	13.2
10月		7.7	11.5	1.6	13.9	454	11.6	4.6	8.7	1.3	12.1	13.2
11月		7.2	11.7	1.4	13.4	545	4.7	-6.7	-8.6	22.2	12.0	13.4
12月	7.3	7.9	11.9	1.5	12.6	496	9.5	-2.3	6.1	10.3	11.0	13.6
2015年	6.9	5.9	10.7	1.4	9.7	6024	-9.8	-14.4	11.0	0.8	11.9	15.0
1月				0.8		600	-3.3	-20.0	2.2	-1.1	10.6	14.3
2月				1.4		606	48.3	-20.8	49.8	0.1	11.1	14.7
3月	7.0	5.6	10.2	1.4	13.1	31	-15.0	-12.9	0.3	1.3	9.9	14.7
4月		5.9	10.0	1.5	9.6	341	-6.5	-16.4	2.9	10.2	9.6	14.4
5月		6.1	10.1	1.2	9.9	595	-2.4	-17.7	-14.0	8.1	10.6	14.3
6月	7.0	6.8	10.6	1.4	11.6	465	2.8	-6.3	4.6	1.1	10.2	14.4
7月		6.0	10.5	1.6	9.9	430	-8.4	-8.2	9.6	5.2	13.3	15.7
8月		6.1	10.8	2.0	9.1	602	-5.6	-13.9	23.9	20.9	13.3	15.7
9月	6.9	5.7	10.9	1.6	6.8	603	-3.8	-20.5	5.2	6.1	13.1	15.8
10月		5.6	11.0	1.3	9.3	616	-7.0	-19.0	2.5	2.9	13.5	15.6
11月		6.2	11.2	1.5	10.8	541	-7.2	-9.2	27.7	0.0	13.7	15.3
12月	6.8	5.9	11.1	1.6	6.8	594	-1.7	-7.6	17.2	-45.1	13.3	15.0
2016年												
1月			10.3	1.8	18.0	633	-11.5	-18.8	14.1	-2.1	14.0	15.2
2月			10.2	2.3		326	-25.4	-13.8	-11.3	-1.3	13.3	14.7
3月	6.7	6.8	10.5	2.3	11.2	299	11.2	-7.4	26.1	4.0	13.4	14.7

注：1. ①「実質 GDP 増加率」は前年同期（四半期）比、その他の増加率はいずれも前年同月比である。

2. 中国では、旧正月休みは年によって月が変わるため、1月と2月の前年同月比は比較できない場合があるので注意されたい。また、（ ）内の数字は1月から当該月までの合計の前年同期に対する増加率を示している。

3. ③「消費財小売総額」は中国における「社会消費財小売総額」、④「消費者物価指数」は「住民消費価格指数」に対応している。⑤「都市固定資産投資」は全国総投資額の86%（2007年）を占めている。⑥—⑧はいずれもモノの貿易である。⑨と⑩は実施ベースである。

出所：①—⑤は国家统计局統計、⑥⑦⑧は海関統計、⑨⑩は商務部統計、⑪⑫は中国人民銀行統計による。

。